

下請法の 概略と留意事項

弁護士 小木曾友哉

岐阜商工会議所専門家研究会(ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

1 はじめに

下請取引において「下請代金を突然減額された」「下請代金を支払ってくれない」等のトラブルが生じたことはありませんか。反論したいけれども、仕事を委託する側の事業者(「親事業者」といいます。)の機嫌を損ねては困ると思います。泣き寝入りしたことはありませんか。

一般的に親事業者は下請事業者よりも優位な立場にあるため、下請事業者が不利な扱いを受けることは少なくありません。そ

こで、下請取引の公正を図り、下請事業者の利益を保護するために制定されたのが下請法(正式名称は下請代金支払遅延等防止法)です。

下請法では、対象となる取引について、親事業者に対して、義務や禁止行為を定めています。そして、これに違反した場合に、勧告措置や罰金を科す場合があることを定めています。以下では、下請法の概略について簡単に説明しようと思います。

2 下請法の対象と親事業者の義務

下請法の対象となる取引は、資本金額と取引内容によって決まります。委託による契約で、一定の力関係がある場合が対象となるわけです。なお、下請法は独占禁止法の特則ですので、下請法対象とならなくても独占禁止法でカバーされることもあります。

そして、下請法の対象となる取引の場合、親事業者は次のような四つの義務を負います。①発注書面の交付義務、②取引記録の作成・保存義務、③下請代金の期日を定める義務、④支払遅延の場合の遅延利息支払い義務

務、です。これらの義務は、取引の内容をその前後において明確にすることでトラブルを防止し、かつ適正に支払いが行われるためのものです。なお、親事業者が①や②の義務に違反した場合、最大で50万円の罰金に科せられることがあります。

3 親事業者の禁止行為

また、親事業者は次のような行為が禁止されています。禁止されている行為は、①受領許可、②下請代金の減額、③下請代金の支払遅延、④不当返品、⑤買いたたき、⑥報復措置、⑦物の購入強制・役務の利用強制、⑧有償支給材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な給付内容の変更・やり直し、⑪不当な経済上の利益の提供要請、です。

このように書いても具体的なイメージは難しいと思いますが、要するに正当な理由なく下請業者に無茶な要求をすることが禁止されています。

親事業者が上記の禁止行為を行った場合、公正取引委員会により指導や勧告の措置がとられ

親事業者の4つの義務と11の違反行為

■義務
1. 書面の交付義務
2. 書類作成・保存義務
3. 下請代金の支払期日を定める義務
4. 遅延利息の支払い義務
■禁止行為
① 受領許可
② 下請代金の減額
③ 下請代金の支払遅延
④ 不当返品
⑤ 買いたたき
⑥ 報復措置
⑦ 物の購入強制・役務の利用強制
⑧ 有償支給材料等の対価の早期決済
⑨ 割引困難な手形の交付
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し
⑪ 不当な経済上の利益の提供要請

ます。さらに、(下請法の効果としてではなく)民法上、禁止行為によって被った不利益分の金銭を取り戻すことも考えられます。

なお、平成26年度は上半期だけで勧告が6件、指導が3225件行われました。

4 最後に

もし下請取引でお困りの場合、ご自身で下請法について判断することは難しいと思います。そのような場合には、公正取引委員会の事務所や経済産業局で相談・質問することが出来ます。

また、弁護士等の専門家に相談することも有効であると思いますので、お気軽にご相談ください。



弁護士
小木曾友哉 氏

●プロフィール
こぎそともや
かなくち経営法律事務所
所属
専門分野：経営法律全般